

JAS法改正について



2022年8月29日

農林水産省
新事業・食品産業部

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律等の一部を改正する法律のポイント

1 品目団体の法制化

- ・ オールジャパンで輸出先国・地域のニーズ調査やブランディング等に取り組み、市場の開拓等を行う法人を、申請に基づき認定する仕組みを創設

2 輸出事業計画の支援策の拡充

- ・ 輸出事業計画の記載事項として、輸出事業に必要な施設の整備に関する事項を追加
- ・ 輸出事業計画の認定を受けた者に対する日本政策金融公庫の業務の特例として、輸出事業に必要な資金の貸付けを措置（資金使途の追加、償還期限の延長）
※ 輸出事業計画に基づき行う施設等の整備に対する税制上（所得税・法人税）の特例を新設

3 民間検査機関による輸出証明書の発行

- ・ 国の登録を受けた民間検査機関が輸出証明書の発行を行える仕組みを創設

4 有機JAS制度の改善（JAS法改正）

- ・ JAS法を改正し、JAS規格の対象に有機酒類を追加
- ・ その他輸出促進に必要な事項を措置

5 施行日

- ・ 公布日（令和4年5月25日）から起算して6月を超えない範囲内で政令で定める日 → 令和4年10月1日

【有機JAS制度の改善】 有機JASへの酒類の追加

現状と課題

- 米国・EU等の海外市場においては、有機食品の人気が高く、野菜、果実などの生鮮食品に加えて、加工食品でも有機製品が高値で販売され、その市場が拡大している。
- 農産物及び農産物加工品については、米国、カナダ、EU等とJAS法に基づく有機認証制度に関して同等性を締結しており、日本において有機JAS認証を取得していれば、輸出先国・地域の有機認証を別途取得しなくとも、有機として輸出が可能。
- 一方、酒類については、JAS法の対象から除かれており、農産物及び農産物加工品とは異なり、諸外国との有機同等性の対象外となっている。

対応策

- JAS規格の対象に有機酒類を追加。（ただし、有機表示の規制は令和7年10月1日から施行。）
→ 有機酒類の認証に関する同等性を海外の主要市場国の政府と締結し、有機酒類の輸出を拡大。

【有機JAS制度の改善】 登録認証機関の情報共有ルールの整備



現状と課題

- 事業者が新たに**外国政府との同等性を活用して輸出**する場合、**外国政府に予め認められた登録認証機関からの認証が必要**であり、従来から認証を受けてきた登録認証機関とは別に、**認証のための審査の受け直しが求められる**ことがある。
- 他方、事業者は、認証に係る書類作成、審査に要する時間などの負担から、**同じ登録認証機関から、毎年、継続的に認証を受け続けている**実態。

対応策と効果

- 登録認証機関は、業務を円滑化するための情報、例えば**他の登録認証機関による過去の認証審査時の記録を請求し、情報共有を受けることを可能**とする。
- 事業者は、過去の認証審査の記録を活用することで、**外国政府に既に認められている登録認証機関から迅速に認証を受ける**ことが可能、外国市場への輸出を容易に開始できる。
- 事業者は、**他の登録認証機関への移動が容易**となり、また、**登録認証機関間の競争**が促されるほか、**有機JASなどの認証の拡大**につながる。

【有機JAS制度の改善】 その他の改正事項

【官民一体となった同等性交渉の推進】

- 輸出促進団体から**同等性承認の交渉**を求められた場合の**国の責務を明確化**。
- **同等性承認の交渉**について、研究機関による規格の開発や規格開発を行った民間事業者による国際機関等への働きかけ等も含めた**官民の取組を明確化**。

【外国制度の格付表示の認証制の導入】

- 同等性の承認の信頼性確保のため、同等性の承認に基づく**外国制度の格付表示**は、不適切な表示がされないよう、登録認証機関の**認証を受けた事業者のみ可能**とする。